

山梨県公報

第千四百九十六号

平成十六年

七月二十九日

木曜日

目次

告示

平成十六年度山梨県県民意識調査の実施	五二二
保安林の指定の予定(四件)	五二三
保安林の指定の解除の予定(二件)	五二五
道路の区域変更(三件)	五二五
道路の供用開始(三件)	五二六

公告

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	五二六
国土調査の指定	五二八
葦崎都市計画道路事業の施行について	五二八
開発行為に関する工事の完了について	五二八

企業局

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程	五二九
----------------------	-----

教育委員会

北杜市、甲斐市、身延町及び笛吹市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則	五二九
山梨県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示	五三〇

告示

山梨県告示第三百三十三号

平成十六年度山梨県県民意識調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。
平成十六年七月二十九日

一 調査の目的

山梨県知事 山本 栄彦

時代とともに変化する県民の意識及び日常生活の行動範囲を的確に把握し、「山梨県長期総合計画 創・甲斐プラン21」を推進する上での参考資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

- 1 県民の日常生活に対する満足度
- 2 県政における主要な課題等に対する県民の意識
- 3 県民の日常生活の行動範囲

三 調査範囲

- 1 調査地域
山梨県全域
- 2 調査対象
県内市町村の住民基本台帳から無作為に抽出した二十人以上の者

四 調査の期間

平成十六年八月六日から同月三十一日まで

五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、調査員が行う。

山梨県告示第三百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成十六年七月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

葦崎市旭町上條南割字横沢平三四三五の二、三四三六の一、北巨摩郡白州町横手字大日向四三二一、四三二二、字前山四三四三の五六、四三四三の六〇、四三四三の六

四 指定の目的

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐に係る伐採種は、択伐による。
字大日向四三二一、四三二二、字前山四三四三の五六、四三四三の六〇、四三四三の六四(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、字横沢平三四三の二、三四三六の一

山梨県公報 第千四百九十六号 平成十六年七月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所
西八代郡下部町下部字壹本木六八〇、六八一、六八三、上ノ山七七六から七七八まで、雨河内一一八九、一一九〇

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(一)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁並びに韮崎市役所及び白州町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十五号

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所
西八代郡下部町下部字壹本木六八〇、六八一、六八三、上ノ山七七六から七七八まで、雨河内一一八九、一一九〇

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(一)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び下部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十六号

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所
南巨摩郡身延町粟倉字根岸七二八、七二九、七三四、七四〇

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る伐採種は、択伐による。
字根岸七三四、七四〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、七二八、七二九

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(一)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十七号

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所
甲府市高成町字向一三八七、一三八九

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る伐採種は、択伐による。
高成町字向一三八七、一三八九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

山梨県告示第三百三十六号

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所
南巨摩郡身延町粟倉字根岸七二八、七二九、七三四、七四〇

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る伐採種は、択伐による。
高成町字向一三八七、一三八九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

平成十六年七月二十九日

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年七月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所

南巨摩郡身延町身延字東谷三五〇一の六、三五〇一の一〇、三五〇四の四から三五〇四の七まで、三五〇五の二から三五〇五の七まで

- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 三 解除の理由

道路用地とするため

山梨県告示第三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年七月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所

韮崎市旭町上條北割字甘利山一の三六

- 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 三 解除の理由

道路用地とするため

山梨県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年八月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道

- 二 路 線 名 今諏訪北村線

- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南アルプス市大字西野字道下一七〇五番地 先から 南アルプス市大字西野字道下一七〇八番の 一地先まで	九・〇 一四・二	六・二 六・三	五三・〇	五三・〇

山梨県告示第三百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年八月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道

- 二 路 線 名 平沢千野線

- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
塩山市大字竹森字鳥居三〇四六番の二地先 から 塩山市大字竹森字鳥居三〇四六番の二地先 まで	五・八 一八・二	五・四 七・八	五七・〇	五七・〇

山梨県告示第三百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年八月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 栃代常葉線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
西八代郡下部町大字杉山字森三五六番の一地先から 西八代郡下部町大字杉山字森三六九番の一地先まで	二五・四 九二・九	二三・三 五九・〇		六八・五

山梨県告示第三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年八月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野小淵沢 葎崎線	北巨摩郡小淵沢町大字上笹尾字 夏秋二五三番の一地先から 北巨摩郡小淵沢町大字上笹尾字 夏秋二五二番の三地先まで	二九・〇	平成十六年 七月三十日

山梨県告示第三百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年八月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	長沢小淵沢 線	北巨摩郡小淵沢町大字上笹尾字 大林三〇九二番の一五地先から 北巨摩郡小淵沢町大字上笹尾字 大林三〇九二番の四地先まで	八五・二	平成十六年 七月三十日

山梨県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年八月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一一号	塩山市大字上於首字宮村一一〇 六番の一地先から 塩山市大字上於首字浄土寺一七 五四番の九地先まで	八四・五	平成十六年 七月二十九日

公 告

● 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお

り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年十一月二十九日まで縦覧に供する。

平成十六年七月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
角野幹男	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地
角野壽子	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地
角野英樹	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地
秋山等	中巨摩郡昭和町西条四千六百三十六番地
久保田由子	中巨摩郡昭和町西条四千六百五十四番地
小林一	中巨摩郡昭和町西条四千二百五番地
森田幸雄	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十五番地
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 井坂榮	東京都千代田区二番町八番地八

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (一) 名称 株式会社イトーヨーカ堂 甲府昭和店
 (二) 所在地 中巨摩郡昭和町西条字松ノ木三千百十四番一
- 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所	角野幹男 角野壽子	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地 中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

角野英樹	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地
秋山等	中巨摩郡昭和町西条四千六百三十六番地
久保田由子	中巨摩郡昭和町西条四千六百五十四番地
小林一	中巨摩郡昭和町西条四千二百五番地
森田幸雄	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十五番地
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 井坂榮	東京都千代田区二番町八番地八
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 井坂榮	東京都千代田区二番町八番地八
株式会社ジェイティビートラブランド 代表取締役 藤本誠	東京都豊島区南池袋二丁目四十三番二十号
秋山秀文	南巨摩郡増穂町小林千七百三十三番
株式会社和真 代表取締役 根岸亨	東京都中央区銀座八丁目九番十三号
有限会社よなが 代表取締役 代永一	甲府市幸町十三番十四号
株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 花谷洋二	東京都杉並区西荻北二丁目二十七番二十二号
イステール株式会社 代表取締役 丸山朝	東京都新宿区西新宿三丁目二十番一号
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年	東京都葛飾区新小岩一丁目四十八番一号

有限会社美芳 江野了少	代表取締役 中巨摩郡昭和町清水新居千二百二十番一号
株式会社キタムラ 北村正志	代表取締役 大阪府大阪市東区本町三丁目四番十七号
株式会社志満 土谷志満子	代表取締役 都留市上谷三丁目四番十七号
株式会社ほていや 猪飼忍	代表取締役 愛知県名古屋市長区泉二丁目二十一番二十五号
株式会社アカシヤ 河野善政	代表取締役 甲府市中央四丁目四番二十六号
有限会社レディスランドココ 代表取締役 古屋英司	甲府市朝日四丁目一番一号
株式会社リオチエーン 取締役 横山卓幸	代表 愛知県名古屋市中区平和一丁目一番二十号
株式会社鈴丹 伊佐治博	代表取締役 愛知県名古屋市中区広路通二丁目五番五号
野田秀樹	甲府市富士見二丁目九番七号

3 変更の年月日

平成十六年五月二十七日

三 届出年月日

平成十六年七月八日

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成十六年七月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 国土調査の指定年月日
平成十六年七月十五日

二 調査を行う者の名称
市川大門町及び身延町

三 調査地域

西八代郡市川大門町大字黒沢、八之尻及び大鳥居の一部並びに南巨摩郡身延町大字下山字荒町東の全域

四 調査期間

平成十六年七月十五日から平成十七年三月三十一日まで

● 葦崎都市計画道路事業の施行について

葦崎都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年七月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

葦崎都市計画道路事業三・四・六号南下条穂坂線

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所の所在地

葦崎市本町四丁目二番四号 峡北地域振興局建設部

四 事業地の所在

葦崎市藤井町大字南下条字水無、字冷田及び字下河原地内

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年七月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字六田一五四三の一及び一五四七の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条千九百四十九番地 株式会社エリゼ 代表取締役 小宮山三三

男

企業局

山梨県企業局管理規程第九号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年七月二十九日

山梨県公営企業管理者 井 口 弘 章

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「翌日」の下に、「（当該翌日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日又は一月二日若しくは同月三日若しくは十二月二十九日から同月三十一日までの各日に当たるときは、これらの日の翌日を当該翌日とみなす。）」を加える。

第四十条第二項中「印鑑届」を「支払案内書及び印鑑届」に改める。

第四十五条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 電気料、水道料、下水道使用料、ガス料、電信電話料及び後納郵便料

第四十六条第五項中「職員」を「第一項の規定にかかわらず、職員」に改め、「給与」の下に、「社会保険料及び第四十五条第一項第十二号に掲げる経費」を加え、「ついで」を「ついで」に、「場合において」を「とき」に改める。

附則

この規程は、平成十六年八月一日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十一号

北杜市、甲斐市、身延町及び笛吹市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成十六年七月二十九日

山梨県教育委員会

委員長 金 丸 康 信

北杜市、甲斐市、身延町及び笛吹市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則（山梨県立高等学校学則の一部改正）

第一条 山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立農林高等学校の項中「山梨県中巨摩郡竜王町」を「山梨県甲斐市」に改める。

第二条 山梨県立高等学校学則の一部を次のように改正する。

別表山梨県立峡南高等学校の項中「山梨県西八代郡下部町」を「山梨県南巨摩郡身延町」に改める。

（山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部改正）

第三条 山梨県立高等学校通学区域等に関する規則（昭和四十二年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一葎崎の項中「（北巨摩郡）双葉町、」を「甲斐市のうち旧双葉町の区域、（北巨摩郡）」に、「及び」を「及び」に改め、同表甲府の項中「（中巨摩郡）竜王町、敷島町、」を「甲斐市のうち旧竜王町及び旧敷島町の区域、（中巨摩郡）」に改める。

第四条 山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一身延の項中「南部町、（西八代郡）下部町のうち」を「のうち旧中富町、」に改め、「区域」の下に「南部町」を加える。

別表第二市川学区身延学区の項を次のように改める。

市川学区
身延学区
（南巨摩郡）身延町のうち旧中富町、旧久那土村、旧共和村及び旧古関村の区域

第五条 山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一石和の項中「（東八代郡）石和町、御坂町、八代町、」を「笛吹市のうち旧石和町、旧御坂町及び旧八代町の区域、（東八代郡）」に改め、同表東山梨の項中「塩山市」の下に「、笛吹市のうち旧春日居町及び旧一宮町の区域」を加え、「春日居町、（東八代郡）一宮町」を削る。

別表第二甲府学区石和学区の項を次のように改める。

甲府学区
石和学区
笛吹市のうち旧境川村の区域
（東八代郡）中道町

第六条 山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を次のように改正する。
別表第一日野春の項を次のように改める。

表峡北の項を次のように改める。

峡北	北葎	北巨摩（小淵沢町）
	杜崎	

附則

この告示中第一条の規定は平成十六年九月一日から、第二条の規定は平成十六年九月十三日から、第三条の規定は平成十六年十月十二日から、第四条の規定は平成十六年十一月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番